

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 29日	
(あて先) 姫路市長	
提出者 住 所 姫路市岡田723番地1	
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) セキスイハイム山陽株式会社 代表取締役 津田 勝	
電話番号 079-299-6664	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	セキスイハイム山陽株式会社
事業場の所在地	姫路市岡田723番地1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	0641 建築工事事業
② 事業の規模	9,683,287,668円(令和6年度売上実績)
③ 従業員数	274名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(6 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別表のとおり	
	排 出 量	1212 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	再生可能材料と、再資源化が可能な廃棄物の現地での分別を行っている。		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	1187 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	再生可能材料と、再資源化が可能な廃棄物量を抑制していく。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体後に再生可能材料となりえる廃棄物の分別を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体しながら、再生可能材料となりえる廃棄物を取り除いていく。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目 標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目 標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目 標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(これまでに実施した取組)			

(第5面)

②計画	【目 標】			
	産業廃棄物の種類	別表のとおり		
	全処理委託量	1187	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1032	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1094	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	2	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	・優良認定業者の採用を推進する。 ・委託先の中間最終処理業者の施設確認先を増やす。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 一覧表

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)
実績：前年度（令和6年度）実績量
目標：今年度（令和7年度）目標量

単位：トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
廃油	2.2	2.1	2.2	2.16							2.2	2.1	2.2	2.1	2.2	2.1	2.2	2.1		
廃プラスチック類	3.9	3.8	1.9	1.86							3.9	3.8	3.9	3.8	1.9	1.9				
木くず	247.8	242.8	247.9	242.9							247.8	242.8	247.8	242.8	247.9	242.9				
繊維くず	1.9	1.8	1.9	1.9							1.9	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9				
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	183.3	179.6	138.7	135.9							183.3	179.6	123.6	121.1	138.7	135.9				
がれき類	450.4	441.3	427.9	419.3							450.4	441.3	378.6	371.0	427.9	419.3				
建設系混合廃棄物（管理型含む）	310.6	304.4	296	290.1							310.6	304.4	296	290.1	296	290.1				
建設系混合廃棄物（石綿含有産業廃棄物）	8.8	8.6	0	0.00							8.8	8.6	0	0	0	0				
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物）	1	0.98	0	0.00							1	0.98	0	0	0	0				
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物）	0.81	0.79	0	0.00							0.81	0.79	0	0	0	0				
がれき類（石綿含有産業廃棄物）	1.48	1.45	0	0.00							1.48	1.45	0	0	0	0				
水銀使用製品産業廃棄物	0.07	0.06	0.03	0.03							0.07	0.06	0	0.0	0.03	0.03				
合計	1212.3	1187.7	1116.5	1094.2	0	0	0	0	0	0	1212.3	1187.7	1054.0	1032.9	1116.5	1094.1	2.2	2.1	0	0

1. 会社の概要

- (1) 会社名
セキスイハイム山陽株式会社
- (2) 資本金
1億8000万円（グループ計）
- (3) 従業員数
274 人

2. 当該事業場において現に行なっている事業の概要

- (1) 従業員数
274 人
- (2) 住宅新築工事 売上額
9,683,287,668円 /年
- (3) 建設概要
当社は営業拠点を姫路市に置き、鉄骨系及び木造系住宅建築を主に行なっている。
その他、リフォーム工事も行なっている。

178 棟 /年 売上棟数

(4) 工事フローシート

ユニット住宅製造工場

※岡山市及び奈良市の専用工場にて製造

現地に据付

※大工工事、内装工事、設備工事等

完成をした後に、引渡し

(5) 事業展望

建築基準法の改正等により、住宅着工件数が落ち込んでいる状況にあり、
当事業所も影響を多少うけている。
工場生産ユニット住宅の特性を生かし、現状以上の住宅建築を見込んでいる。

(6) 廃棄物フローチャート 別紙参照

- (7) 廃棄物フローチャート
担当者 : セキスイハイム山陽株式会社 技術統括部 工事課 課長

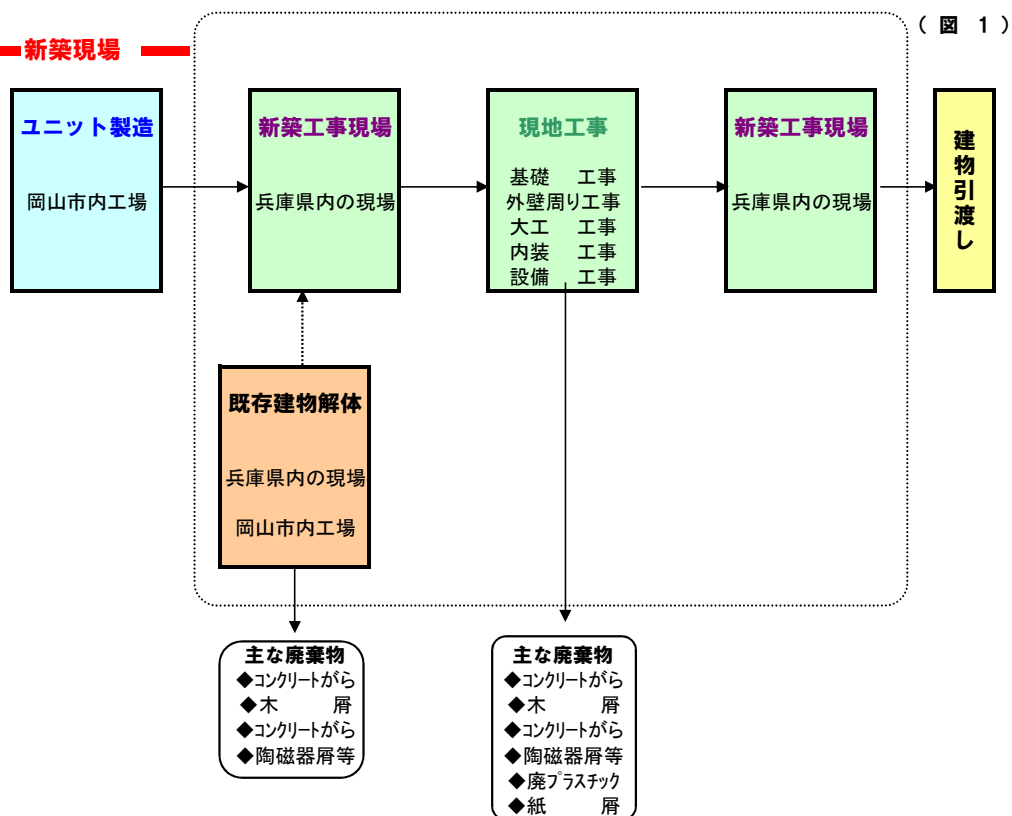
電話番号 : (079) 299-6664 (直通)

3. 計画期間

令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日まで

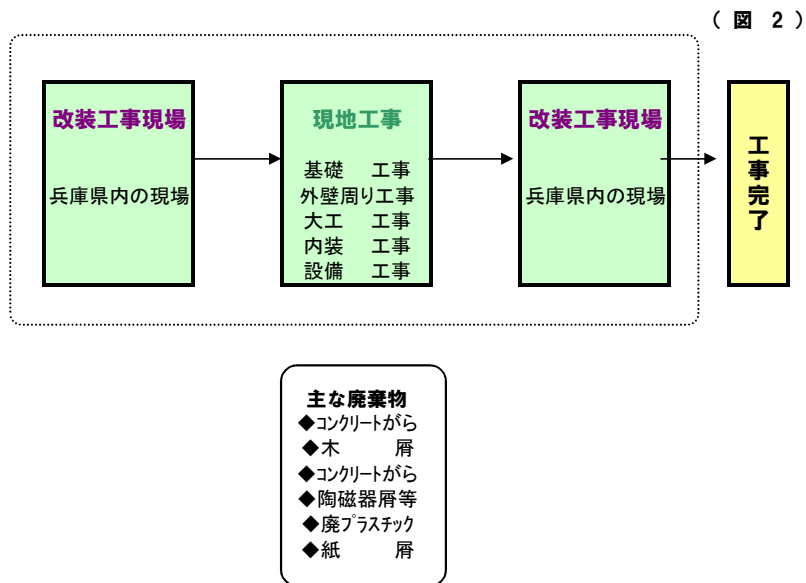
工事フローチャート

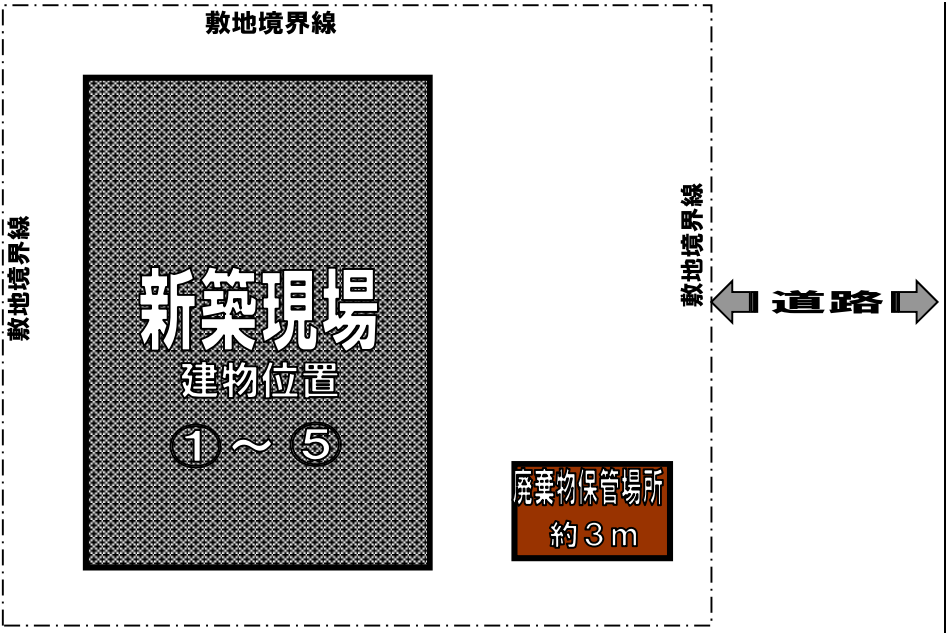
新築現場



改装現場

(手直し工事を含む)





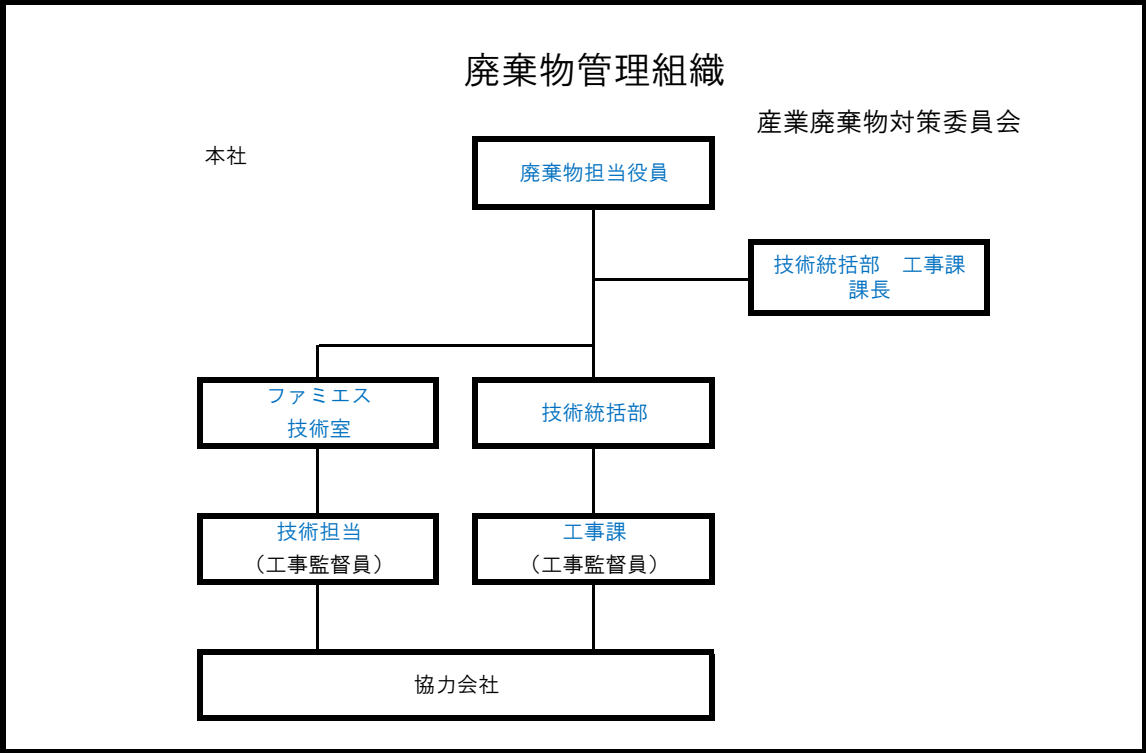
概略工程

- | | |
|----------|----|
| ① 基礎工事 | 工程 |
| ② 内装工事 | 工程 |
| ③ 外壁周り工事 | 工程 |
| ④ 内装工事 | 工程 |
| ⑤ 設備工事 | 工程 |

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び管理組織図

統括責任者		セキスイハイム山陽株式会社 技術統括部 取締役部長
廃棄物担当者		工事課（新築部門） ファミエス技術室（リフォーム部門） 工事課 課長 工事監督員（廃棄物担当）
役割	環境管理委員会	廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生の抑制、再生利用、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行なう上で必要な事項の検討、実施を行なう。 ・委員長 — 技術統括部 取締役部長 ・事務局 — 工事課 課長 ・委員 — 工事課 1課長、ファミエス技術室 工事監督員（廃棄物担当）
	廃棄物処理 統括責任者	廃棄物処理方針の策定 現場の廃棄物管理規定の策定・改廃 現場の廃棄物管理規定の策定・改廃、承認作業
	廃棄物処理 各部担当者	廃棄物処理計画の作成 廃棄物処理の管理状況の把握と改善策の検討 廃棄物処理の現場管理状況の把握と、維持管理状況の把握 廃棄物処理の委託契約の作成、締結 廃棄物廃棄物管理表の交付、管理 監督官庁への各種届出、報告 担当部署の社員の教育、啓発 その他、関係必要事項
	事務局 技術統括部 工事部 工事課 工事課 責任者	上記事項の管理及び指導・助言



管理体制の強化

① 管理体制の強化（組織）

工事課及びファミエス技術室と協力し、産業廃棄物処理に対応する為の横断的な組織編成（産業廃棄物対策委員会）する。

② 管理方法

産業廃棄物管理規定（環境保全手順書）及び廃棄物化回避の為の工事管理について検討する。

教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修を行なう。

管理職 環境管理研修

産業廃棄物対策委員の職員を対象に、現場において発生する産業廃棄物の管理、現場等において発生する産業廃棄物に係る法制度についての大幅な改正が行なわれる毎に研修又は資料の配布を行なう。

産業廃棄物 処理基礎研修

全ての従業員・関係者を対象として、産業廃棄物関係法令及び関係官庁の指導方針を周知徹底する為の研修又は資料の配布を行なう。

産業廃棄物 担当者実務研修

産業廃棄物適正管理能力検定の受験

産業廃棄物担当者・工事監督は、知識の習得の為上記の検定試験を受験

情報公開

産業廃棄物処理に関する信頼性を確保する為、廃棄物の発生、分別、再生状況について情報公開に努める。

また、1カ月に発生する産業廃棄物の情報（ゼロエミ月報）を社内に対し公開し、産業廃棄物処理状況等を公開する。

産業廃棄物対策委員会を対象に、年に一度の『現場で発生する産業廃棄物の処理状況、処理委託先の状況』を下見し、理解を深める。

5. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保する為、関係法令、その他の規則を遵守すると共に行政環境施策に協力する。
- ② 発生した廃棄物は処理業者に処理委託し、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③ 最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。また、これらの処理に関する目標及び計画は定期的に必要な時期に見直しを行なう。
- ④ 廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また関係会社にも必要な指導を行なう。

発生抑制： ・ 現場内のリサイクルを推進する。
・ 発生抑制を考慮した施工方法を検討する。

再生利用： ・ 再資源化、燃料利用を考慮した施工方法を検討する。
・ 再生利用ルートを確保する。

中間処理 ・ 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。
その他等：

産業廃棄物の種類別性状

廃棄物種類	廃棄物性状
混合廃棄物	解体・新築工事時の建設系混合廃棄物で、再生不可品が含まれる。
瓦礫類	解体工事時の基礎コンクリートがらが主であり、再生不可品が含まれる。
木屑	解体工事時の木造住宅の骨組みが主であり、ほぼ100%再生。
紙屑	新築工事時の製品梱包のダンボールが主であり、ほぼ100%再生。
廃プラスチック	解体・新築工事時のプラスチック製品が主であり、再生不可品が含まれる。
ガラス陶磁器屑	解体工事時のタイル等が主であり、再生不可品が含まれる。
廃石膏ボード	新築工事時の石膏ボードの残材・端材が主であり、ほぼ100%再生。
繊維屑	解体工事時の畳が主であり、ほぼ100%が燃料チップ化として処理。

産業廃棄物の課題

発生抑制	・ 新築現場での建設系混合廃棄物の発生抑制については、ユニット製作工場での合理化により効果が上がっている。
再生利用	・ 新築現場での建設系混合廃棄物の再生については、100%再生。 ・ 解体現場での建設系混合廃棄物の再生率については、低い物件がある。
中間処理	・ 分別率を向上させ、中間処理される廃棄物量を増加させる必要がある。
その他	・ 処理委託先の巡回が不十分な場合がある。

目標設定

県内には管理型及び遮断型の処分場が少なく、処理業者に委託する場合の費用も割高になってきており、最終処分場も減少する傾向にある為に最終処分される廃棄物量の削減させる必要が早急に有る。

『今後の取り組み』

- ・ 廃棄物の性状分析の実施と処理状況（施工現場状況）の視察を行なう。
- ・ 処理業者と委託契約を締結するに当たっての事前確認（処理及び維持管理・周辺状況）と委託後の定期的な確認を行なう。
- ・ マニフェスト伝票の管理の徹底を行なう。

産業廃棄物保管状況等

当該事業所の倉庫には、再生可能な産業廃棄物を増加させる為に石膏ボード・木材屑・金属屑のコンテナを設置し、再生率（マテリアル率）を向上させる工夫を行なっている。

産業廃棄物の処理に係る情報収集・管理

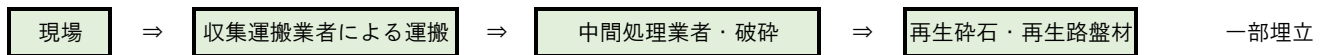
県及び市の『産廃ネット』等を適時、確認を行っている。必要な情報は社内で公開、回覧している。
取りまとめは、技術統括部で行なっています。

中長期的課題

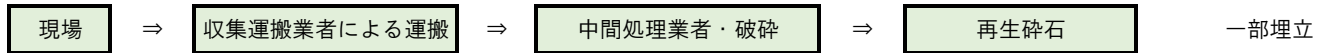
- ① 解体工事に伴う建設系混合廃棄物の再生率100%達成を目指す。
- ② 環境に係るイベントの増加及び環境研修・イベントへの参加を積極的行なう。

処理工程図

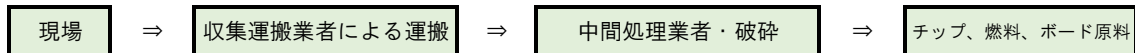
がれき類：



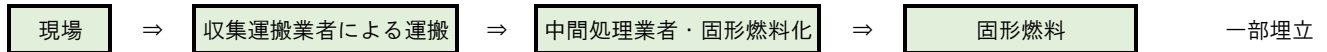
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず：



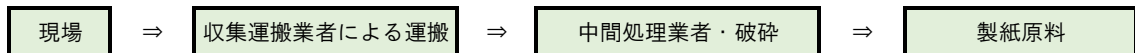
木くず：



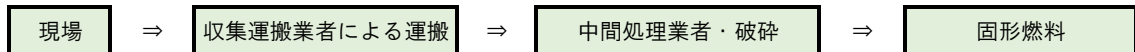
廃プラスチック類：



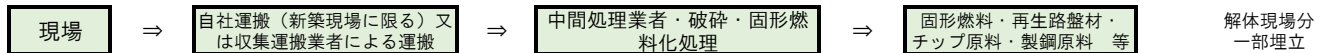
紙くず



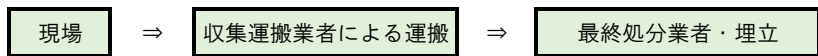
繊維くず



建設混合廃棄物



石綿含有



廃油

